（学校教育施設の適正配置等）
㈠　積雪等のために通学の困難な地域においては、冬期分校、へき地における冬期寄宿舎等の学校教育施設の適正配置に努める。
　また、積雪期における教職員の通勤困難を緩和するため、へき地における教職員宿舎の整備を促進する。
（通学の安全の確保）
㈢　積雪期における通学の安全を確保するため、通学路の歩道、交通安全施設等の整備及び歩道除雪の強化等に努める。
　また、へき地における遠距離通学者については、安全で円滑な登下校が行えるようスクールバス等の整備を促進する。
（雪に親しむ教育と生涯学習等の充実）
㈤　地域の実情に応じて、雪を教材とした自然学習、雪国の生活スタイルを学ぶプログラムなどの雪に親しみ、雪に関する意識の高揚を図るための教育及び人材育成を推進する。
㈦　生涯学習体系への移行に向け、専修学校（専門課程）を含めた高等教育機関等の整備を図るとともに、地域社会との連携を進め、地域における学習機会の充実に努める。
（社会教育施設等の充実）
㈨　高齢化の進行等の地域の実情に対応し、地域のコミュニティー活動等の促進及び地域住民の冬期における健康・体力の増進に資するため、人づくり、組織づくりを推進するとともに、図書館、公民館等社会教育施設の設備の充実、屋根付多目的広場等の交流・レクリエーション施設の整備に努める。
イ　保健衛生施設の整備
（水道施設等の整備）
㈠　積雪や凍結に強い上水道・簡易水道施設の整備・拡充を図るとともに、適切な水需要予測に応じた、水資源の開発を推進する。
（し尿・廃棄物処理施設等の整備）
㈡　下水道、集落排水施設、浄化槽の整備を計画的に推進する。また、施設の老朽化に対応した廃棄物処理施設の整備を進めるとともに、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用に努めるほか、積雪期に対応したし尿・ごみの収集体制及び処理施設の整備・拡充を図る。
（農村検診センターの整備）
㈢　住民の疾病予防及び健康増進を図るため、その拠点となる農村検診センターの整備・充実を図る。
ウ　医療体制の強化
（医療体制の強化）
㈠　病院、診療所等の施設の整備及び医師その他医療従事者の確保と適正な配置により、適切な医療水準の確保を図るとともに、無医地区の解消に努める。
　また、救急患者の医療を確保するため、救急医療体制の整備・充実を図るほか、高齢化の進行に対応した医療の充実・強化に努める。
（へき地医療の強化）
㈡　特に、医療環境が整っていないへき地については、へき地医療拠点病院、へき地診療所及びへき地保健指導所の整備・拡充並びにへき地勤務医師等の確保を図るとともに、静止画像伝送装置等を利用した診療連携の推進、患者輸送の機能を有するヘリコプターや雪上車等の配備を行い、へき地医療の確保及び医療水準の向上を図る。
　また、保健業務と一体となった包括的な医療水準の向上に努める。
エ　介護・福祉サービス供給体制の整備等
　高齢化の進行に対応し、高齢者保健福祉の充実を図るとともに、児童福祉施設等の社会福祉施設の整備を推進する。
　特に、積雪期を含む介護・福祉サービスの円滑な実施のため、必要な人材の確保、雪に強い冬期巡回・移送等の機動力の確保、冬期交通途絶集落や雪崩危険地帯に居住する高齢者が冬期に一定期間居住する機能を持つ居住施設・福祉施設の検討、整備等を行う。
　また、高齢者世帯等の屋根雪下ろし等の困難な世帯については、ボランティアセンターへの助成等を行い、地域のボランティア等による援助体制の充実を図るなど、雪処理の担い手の確保、地域の受け皿組織の整備を推進する。
オ　居住環境の向上
（克雪住宅の普及の促進と雪に強い居住環境の形成）
㈠　高齢化の進行等を踏まえ、屋根雪下ろしの危険と負担を軽減する既存住宅の克雪化を含めた克雪住宅の普及の促進等地域の住宅政策の一環として行われる雪に強い居住環境の整備に向けた取組を促進するとともに、既存住宅の耐震化についても引き続き促進する。また、集落内でのコンパクトな集合住宅の導入も含めた様々な住まい方の検討や高齢者の安定的な住まい方の検討を地域の方々の参加を得ながら進める。
（快適な都市づくり）
㈡　都市内における雪処理の円滑化を図り、雪に強く、快適で魅力ある都市づくりを進めるため、降積雪を考慮した都市計画を策定し、市街地再開発、土地区画整理事業等を積極的に推進するとともに、地区計画、建築協定等の活用を図ることにより、広幅員道路の整備、電線類の地中化、適切な建ぺい率の確保及び冬期利用に配慮した公園や屋外・屋内運動施設を備えた公園等の整備を図る。この際、街中の再生と活用に留意し、雪に強いコンパクトなまちづくりを進める。また、関係機関と調整の上、空き地、河川敷を利用した雪捨て場等の創出を図る。
　また、消融雪熱源の確保及び流雪溝等の面的整備の推進と併せ、地域住民の自主的、組織的な克雪活動との連携を強化し、除排雪事業の総合的な推進を図る。
（空家に係る除排雪等の管理の確保）
㈢　積雪に伴う空家の倒壊等により発生する危害を防止するため、地方公共団体による平時からの所有者の特定等所有者による除排雪その他の適切な管理の促進及び倒壊のおそれのある空家の除却等を支援するとともに、積雪により空家が既に倒壊した場合の対策、空家に係る除排雪や活用方策等の先進的な取組の普及その他必要な措置を講ずる。
（克雪用水の確保等）
㈣　降積雪が多い地域では、散水して消雪するためのパイプや道路の路側等に設置された流雪溝の使用等に伴う消流雪用水を確保することが必要である。このような克雪用水を安定的に供給するため、地域における水のネットワークを整備しつつ総合的な水の有効利用を推進する。
　具体的には、地下水の涵養等による地盤沈下や塩水化等の防止に努めながらの地下水の適切な利用、既設ダムや消流雪用水を供給する雪対策ダムの整備、水量の豊富な河川等からの消流雪用水の導入、農業用水の流雪用水としての副次的な活用、下水道施設を活用した流雪水路等の整備、下水道再生水・下水熱の活用、温泉廃水の再利用等を通じて克雪用水を安定的に確保する。
（克雪のための電力供給）
㈤　克雪用水の供給やロードヒーティング、屋根雪融雪装置に必要な融雪用電力等の負荷平準化に資する料金メニューの多様化・弾力化を推進し、電力の効率的な使用を促しつつ、その安定供給に努める。
（雪冷熱エネルギー等の利用）
㈥　豪雪地帯に賦存する雪氷や木材を地域の資源と捉えて活用することは、エネルギー自給率の向上や災害発生時のエネルギー確保に貢献するとともに、未利用の資源を有効活用した地域振興の観点からも重要である。このため、雪冷熱エネルギーや木質資源等を冷暖房に活用する技術の開発を進めるほか、そうした技術を公共施設において積極的に取り入れるとともに、民間施設への導入を支援する。さらに、実施事例の広報等を通じ、普及啓発に取り組む。
（総合的な雪情報システムの構築）
㈦　冬期においても、安全で円滑な社会生活を送るため、気象、道路、雪害等生活全般にわたる各種の情報を適切かつ迅速に提供する総合的な雪情報システムの構築を図る。